

②定員適正化手法の概要

個々の職員の能力開発、能力に応じた適正な人員配置、個別事業の見直し、民間活力の活用、非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の活用、組織機構の見直しなどにより可能な限り職員数を増大させることなく対応します。また、将来にわたり職員の年齢構成にひずみが生じないよう、計画的かつ効率的な職員採用を行っています。

③定員適正化計画の年次別状況

(単位：人)

Table with 7 columns: 年度 (平成17年-平成22年), 計画数, 実数. Rows for 計画数 and 実数.

2.職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成21年度普通会計決算)

Table with 5 columns: 人口, 歳出額(A), 人件費(B), 人件費率(B/A), 前年の人件費率.

※1. 人口は、平成22年3月31日現在 (資料：地方財政状況調査)
2. 人件費には、特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 給与費の状況 (平成22年度普通会計予算)

Table with 5 columns: 職員数(A), 給料, 職員手当, 期末・勤勉手当, 計(B), 1人当たりの給与費(B/A).

※1. 職員手当には、退職手当は含みません。
2. 特別職の給料、報酬等を含みません。
3. 職員数は、全職員数から水道、下水道事業に関わる職員を除いた数です。
4. 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

Table with 4 columns: 職別 (一般行政職, 技能労務職), 平均給料月額, 平均給与月額, 平均年齢.

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

Table with 4 columns: 経験年数, 学歴, 決定初任給, 採用2年経過日給料額. Includes a sub-table for 経験年数別.

(5) 職員手当の状況 (平成22年4月1日現在)

Table with 2 columns: 区分, 内容. Rows for 賞与, 地域手当, 其他条例により支給される手当.

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

Table with 3 columns: 区分, 給料月額(条例上の給料月額), 期末手当. Rows for 町長, 副町長, 議員.

※町長・副町長については、財政事情等を考慮してそれぞれ10%・7%の減額を行っています。

1.職員の任免及び職員数に関する状況 (※文中・表中の( )内数値は内女性数)

(1) 職員の採用状況

(単位：人)

Table with 4 columns: 採用者数, 事務職, 技術職, 保健師. Rows for 新規採用職員, 再任用職員.

(2) 職別任用状況

※平成22年3月31日現在

(単位：人)

Table with 5 columns: 職別, 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職, 主査相当職, 計.

(3) 職員の退職・再就職の状況

(単位：人)

Table with 6 columns: 退職・再就職種別, 事務職・技術職, 看護師, 保育士, 技能労務職, 計.

※「再就職者」とは、平成20年度中に定年・勤奨退職した者の内、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において再就職した者。

(4) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

Table with 5 columns: 部門, 区分, 職員数 (平成21年, 平成22年), 対前年増減数, 主な増減理由.

※部門は「地方公共団体定員管理調査」(総務省)による。

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標

平成17年4月1日の職員数に対し、平成22年4月1日までの5年間で16名を削減(削減率4.78%)することを目標とした第3次定員適正化計画に基づき定員の適正化に努めた結果、目標値を上回る22名の削減となりました。

今後も、新たに策定した平成27年4月1日の職員数301名を目標とする第4次定員適正化計画に基づき、定員の適正化に努めていきます。

三芳町の人事行政の運営等の状況を公表します。町民のみなさんにご理解をいただくため、次のとおり公表します。

### (3) 営利企業等従事の許可状況

平成21年度に新たに許可をした件数は1件で、内容は統計調査員となっています。

## 6.職員の研修の状況

### 研修の概要

平成21年度に実施した研修は合計で27コースあり、のべ研修人員は680人です。

なお、当町における研修区分及び平成21年度実施状況は以下のとおりです。

区分（コース数）	参加人数（のべ人数）	主催
一般研修（4）	64人	町
特別研修（5）	506人	町
派遣研修（18）	110人	彩の国さいたまづくり広域連合等

## 7.職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合では地方公務員共済組合法に基づき、組合員である職員とその家族の病氣・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、町では職員のための任意の互助組織として、職員相互の間の親睦・福利厚生への増進・体位の向上及び教養文化の向上を図ることを目的に「職員友和会」を組織しています。

### (2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。

町の負担金の率は法定されており、平成21年度は319,424千円の負担金を支出しました。

その他、職員友和会への補助金として1,134千円支出しました。

### (3) 公務災害補償制度の状況

平成21年度に、公務災害または通勤災害と認定された件数は2件（公務災害2件、通勤災害0件）で、平成20年度より1件増加しています。

## 8.公平委員会の業務の状況

平成21年度に、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

問い合わせ 総合政策課（内線407・408）

## 3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から 午後1時まで	日曜日、土曜日

※図書館や保育所等、職場によって変則勤務があります。

また、本庁窓口業務の一部及び各出張所の開庁を、毎月第1土曜日の午前8時30分から正午まで実施しています。

### (2) 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	有給・無給の別	概要
年次有給休暇	有給	労働基準法第39条の規定に従って与えられる休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病欠休暇	有給	負傷又は疾病の為に療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その治療に必要な期間認められる休暇。（最高90日）
介護休暇	無給	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は高齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない事が相当な場合に認められる休暇。
組合休暇	無給	職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇。
特別休暇	有給	条例に定められた特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるときの休暇。主な特別休暇として、産前・産後休暇、育児時間、忌引、結婚休暇、配偶者の出産、子の看護のための休暇、夏季休暇等があります。

### (3) 年次有給休暇の取得状況

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は12.5日となり、平成20年（12.3日）と比べて0.2日増加しています。

### (4) 育児休業等の取得状況

（単位：人）

	育児休業を取得することができることとなった職員	育児休業取得者		部分休業取得者	
		うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
合計	6 (3)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)

※育児休業とは、職員の育児休業等に関する条例に基づき、任命権者の承認を受けて、養育する子が3歳に達するまでの間、休業することができる制度です。育児休業の間の給与は支給されません。

### (5) 時間外勤務の状況

平成21年度の一般職員1人当たりの月時間外勤務平均時間は3.3時間で、平成20年度（3.2時間）に比べて0.1時間増加しました。

なお、四半期ごとの状況は下表のとおりです。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）	年間
3.1時間	3.6時間	2.8時間	3.6時間	3.3時間

## 4.職員の分限及び懲戒処分の状況

平成21年度の分限処分者数は心身の故障のため長期の療養が必要と判断され休職処分となった者が4名で、懲戒処分者はいませんでした。

## 5.職員のサービスの状況

### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根拠基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

### (2) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除の承認件数は、厚生に関する計画の実施に参加する場合が688件、その他7件（研修への参加、消防団活動等）となっています。

平成22年10月1日

# 国勢調査を実施します

● 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

● 平成二十二年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となつて実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。


● 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

● 九月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。

● 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、町に郵送で提出していただきます。

● 国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

● 国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。



**総務省・埼玉県・三芳町**

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>